

論 文

台湾の新移民 DV 被害女性へのソーシャルワーク

宮 本 義 信

同志社女子大学
生活科学部・人間生活学科
教授Social work with marriage migrants in Taiwan:
problem-solving process for domestic violence

Yoshinobu Miyamoto

Department of Human Life Studies, Faculty of Human Life and Science,
Doshisha Women's College of Liberal Arts,
Professor

はじめに

- I. 外国・大陸出身配偶者の動向と DV 被害の特徴
 1. 外国・大陸出身配偶者の動向
 2. DV (配偶者間暴力) 被害の特徴
 3. 外国・大陸出身配偶者をめぐる新たな問題
- II. DV 被害女性救援の法体系と実施体制
 1. 「家庭暴力防治法」の仕組み
 2. 「家庭暴力防治中心」による支援
- III. 「励馨社会福祉事業基金会」の概要
 1. 「家庭暴力防治法」と「励馨」
 2. 励馨の被害者支援プログラム
- IV. DV 被害女性へのソーシャルワーク — 急性期、回復期 —
 1. 問題の発見と導入・初期 (緊急) 対応
 2. 施設保護と生活再建への支援
 3. 家族・親子関係への治療的介入
- V. DV 被害女性へのソーシャルワーク — 生活期 —
 1. 家族再統合への支援
 2. 就業準備と自立支援

おわりに

はじめに

グローバルの時代になった今、国を超えた次元で人びとの交流が活発になっている。アジアの中で、経済発展の度合いや社会保障の面において、第一グループに位置づけられる日本、韓国、台湾では¹、近年共通して外国人配偶者や労働者をめぐる移民問題がクローズアップされている。

日本の外国人配偶者をめぐっては、2011年、夫妻の一方が外国人の婚姻件数は全体の3.9%であった。そのうち妻が外国人の婚姻件数は73.3%で、約9割をアジア出身女性が占め²、すでに国際結婚の典型が日本人女性と欧米人男性の結婚から日本人男性とアジア人女性への結婚へ転移している³。

台湾では、婚姻件数に占める「外籍配偶・大陸配偶」(元国籍が東南アジア及び中国の配偶者、以下、「外国・大陸出身配偶者」と表記)の割合が2割と高く、国内における社会福祉の国際的な問題として、東南アジアや中国からの新移民女性への対応が重要課題となっている。こうした外国・大陸出身配偶者が台湾男性と家族を形成する過程で抱える問題は、①生活不適應、不利な婚姻関係、②住民交流や地域支援網からの疎外、③家庭内暴力(家庭内での虐待)、④子どもの教育、⑤就労困難・失業・不安定就労などに分類される³。本稿では、家庭内暴力の問題を中心に、

第一に、外国・大陸出身配偶者の動向とDV被害の特徴、第二に、DV被害女性救援の法体系と実施体制を公私役割分担の観点から概観し、第三に、“台湾女性福利”の先駆的役割を担う民間団体、「財団法人励馨社会福利事業基金会」での現地踏査に基づいて、新移民DV（ドメスティック・バイオレンス）被害女性へのソーシャルワークの実態把握と分析を試みる。そして、最終的には、それを日本における社会福祉の国際的な問題への対応を考える上での改革・提言へと繋げたい。

I. 外国・大陸出身配偶者の動向とDV被害の特徴

1. 外国・大陸出身配偶者の動向

台湾において東南アジア出身女性を配偶者として迎え入れる契機は、1949年に蒋介石国民党軍と共に台湾にわたった大陸出身の退役兵士（「榮民」）の「嫁探し」であった。それは1970年代末から1980年初期に始まり、台湾女性を配偶者とすることが困難な一部の退役兵士が、仲介業者を通し、インドネシア、フィリピン、タイなど東南アジアの女性を配偶者として迎え入れた⁵。

そして1980年代に入り、中国において改革開放政策（国内体制の改革と対外開放政策）による市場経済への移行が本格始動し、また一方の台湾において1949年から38年間も続いた戒厳令が1987年に解除されたことによって、東南アジアとの労働者の流入を伴う交易・人的交流及び大陸への親族訪問や経済投資が一気に加速していく。こうした状況

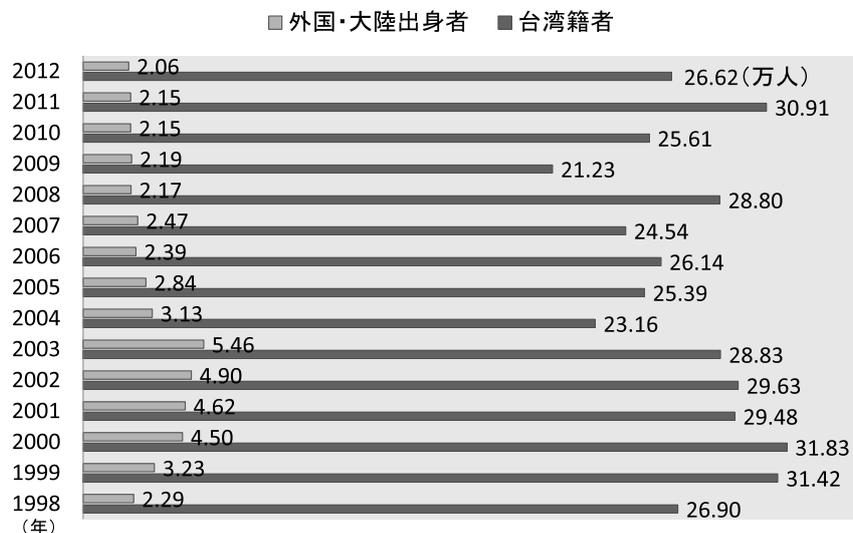
の下、国際的な経済格差の拡大とも相まって、東南アジアや大陸出身の女性と結婚する台湾人男性が次第に増えた⁶。

戒厳令が解除された1987年から2012年までの25年間で、台湾人と結婚した外国・大陸出身配偶者の総数は47.66万人で（図表1. 参照）、女性が92.9%を占める。外国・大陸出身配偶者の内訳は、前者が32.5%、後者が67.5%となっていて、外国出身配偶者の上位3国は、ベトナム56.8%、インドネシア17.9%、タイ5.4%であった。そして、外国出身配偶者の66.5%が帰化を、大陸出身配偶者の33.6%が「定居証（台湾地区定住及び戸籍の設定）」を取得している⁷。外国・大陸出身配偶者の子女⁸、及び外国や大陸から呼び寄せられた家族・親族の数を含めると、さらにその数は増大していく。

外国・大陸出身配偶者の居住地域は、総数の約6割が新北市、台北市、台中市、台南市、高雄市などの大都市に居住し、その分布は南投県、屏東県、台東県などの中南部、澎湖県などの離れ島等、農漁村地帯や産業基盤が弱い地方を含め全土にわたる⁹。尹靖水らが、台北市、高雄市、台北県、桃園県など都市部及びその周辺で外国・大陸出身配偶者と暮らす台湾人の男性186人を対象に実施した調査によれば、最終学歴が中学校卒業以下（57.6%）と低く、また、都市部居住者では下層労働者が多い¹⁰。

葉肅科は、外国・大陸出身配偶者が台湾へと移住する背景について、経済的グローバリゼーション（経済的自由化、対外開放政策）、台湾女性の「不婚・不生」現象、文化的多元化（伝統的な思想拘束からの解放）の3側面から指摘

図表1. 外国・大陸出身配偶者数の年次推移



資料：内政部戸政司「結婚人数按雙方原属国籍分」

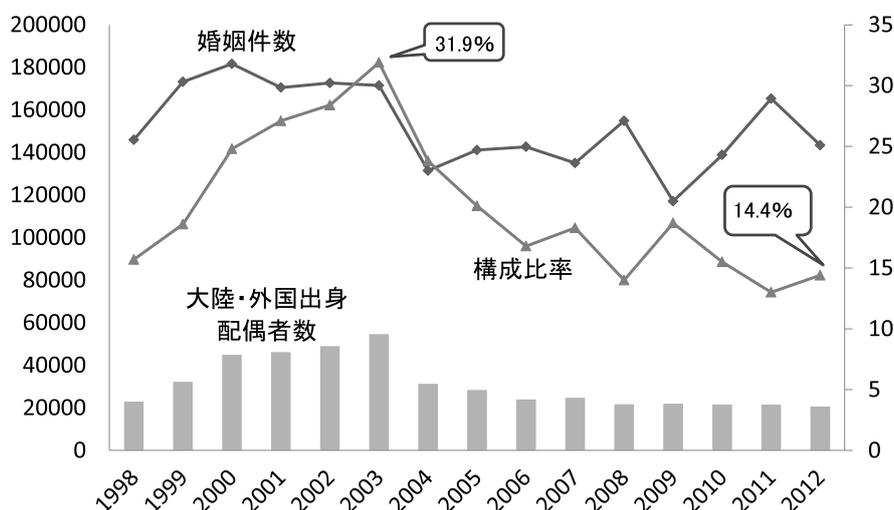
http://www.ris.gov.tw/zh_tw/346

する¹¹。しかし、外国・大陸出身配偶者の婚姻件数に占める比率は、2003年の31.9%を最高に以降下降し、2012年には14.4%へと減少した（図表2。参照）。これらの減少の理由として、蔓延する偽装結婚や人身売買の取り締まりを目的に、政府が2003年、「大陸配偶入境面談制度」及び「外籍配偶境外訪談制度」の導入により入国審査を強化したことがあげられる。政府は「保障合法、杜絶非法（合法は守り、非法は途絶させる）」の方針を徹底するため、2007年、主管機関を内政部警政署から内政部入出国及移民署へと拡充した。また同年、「入出国及移民法」（1999年）を改正し（第65条）、「停留」、「居留」、「永久居留」、「定居」の申請のたびに、入出国及移民署による査察人の派遣と面談、住居の登記及び生活状況の定期調査の実施を法定化した¹²。

2. DV（配偶者間暴力）被害の特徴

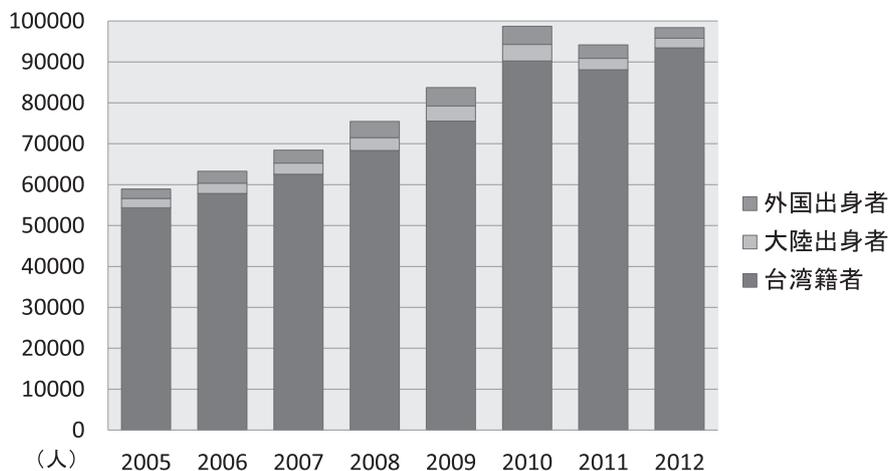
配偶者、児童、高齢者などに対する家庭暴力の問題は、儒教的伝統を重視する台湾で長く覆い隠された深刻な家族問題の一つであった。近年、女性の社会進出やジェンダー意識の拡大によって、家庭暴力の問題が顕在化した（図表3。参照）。制度的には、1996年の「民法」（1929年）改正による「平均分配（財産分離）」の制度化（第1030の1条）が、離婚しても女性を財産的な不利な扱いから解放した。また、2002年の男女の職業差別を禁止する「性別工作平等法（男女共同参画社会基本法）」が女性に経済的自立の機会をもたらした。しかし、「三従、四徳（男尊女卑を遵守し女性の忍従を主張する）」、「不孝有三、無後為大（不孝に3つあり、跡継ぎが無いのが最も不孝という考え

図表2. 婚姻件数に占める大陸・外国出身配偶者の年次推移



資料：内政部戸政司「結婚人数按雙方原属国籍分」
http://www.ris.gov.tw/zh_tw/346

図表3. 家庭暴力事案の被害者の年次推移



資料：衛生福利部統計処「家庭暴力事件通報被害及加害人概況」
http://www.mohw.gov.tw/zh_tw/

方)」などの根強く残る儒教的伝統思想の影響は、そうたやすく払拭されるものではない¹³。

2012年、児童虐待、老人虐待及び「婚姻、離婚、同居関係暴力」等の家庭内暴力事件として通報があったのは115,203件で、そのうち「婚姻、離婚、同居関係暴力」は61,309件で全体の53.2%を占め、2005年の40,659件と比べると1.5倍に増加している¹⁴。なお、2012年「婚姻暴力（配偶者間暴力）」被害者総数50,615人のうち（男女比は、12.9%、85.9%、不詳1.2%）、外国籍が2,361人、大陸籍が2,108人で、合わせて全体の8.8%であった¹⁵（図表4. 及び5. 参照）。

邱汝娜らは、配偶者間暴力の発生頻度を政府統計に基づいて算定し、台湾籍の0.5%、外国籍の0.6%、大陸籍の0.4%と差異がないことを明らかにする一方で、外国・大陸出身配偶者をめぐる家庭暴力については、その問題が深く潜在することに留意すべきことを指摘している¹⁶。また、王永慈は、これらの虐待を隠蔽させる要因として、外国・大陸出身配偶者に対する社会的排除、すなわち、労働市場からの排除、集団と決定への参加と影響からの排除、人間関係からの排除、空間的排除、文化的排除、制度的排除などの重層的排除を挙げ、それが同時に虐待を発生させる要

因ともなっていると、虐待の二重拘束性を特徴として指摘する¹⁷。以下、被害者が虐待関係にとどまって逃げない理由（配偶者と決別することの難しさ）について述べる。

① 対等でない配偶関係

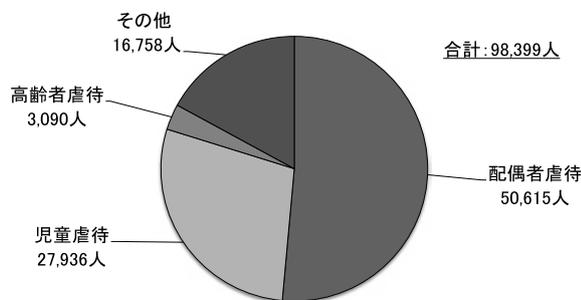
外国・大陸出身配偶者の夫（台湾男性）の多くは、伝統文化的な慣習を色濃く残す農漁村地帯や産業基盤の弱い地方で暮らし、社会階層的には底辺層に置かれ経済的に困窮している。また、一部の台湾男性の中には、経済的優位を持って、女性を「傳宗接代的工具及廉価労働力（家の系譜を守る道具、安価な労働力）」とみるものもいて、最初から不平等で不安定な婚姻関係が存在している¹⁸。これに関し、韓嘉玲は、大陸出身配偶者を「老夫少妻（老人男性と年の若い妻）型」、「生児育女（子を産み育てる妻）型」、「留守（大陸で生活する際の妻）型」、「假（にせ）結婚真打工（出稼ぎ）型」に分類し、大陸で離婚し貧窮状態にある女性が現実生活の重圧から逃避することを目的に不利な条件で結婚する実態を問題提起している¹⁹。これらの対等でない婚姻関係は、互いに相手に対して否定的な感情を持ちやすく、夫婦の間に葛藤と暴力を誘発し合う。

② 「国民身分証」に関する問題

台湾では、「戸籍法」（第57条）に基づいて、14歳以上の台湾籍（戸籍）がある者に対し「国民身分証」（national identification card）を発給し、そして「姓名条例施行細則」（第2条）において、戸籍記載の本名は「国民身分証」をもって証明される、と規定する。このため、制度的には外国・大陸出身配偶者は就労許可を申請せずに直ちに就労できるが²⁰、本人証明や管理手続きの必要から、「国民身分証」の提示を義務付ける企業が多く、実態として台湾籍を未取得の場合、就労機会や条件が大幅に制限され、経済的にも不利な立場に置かれてしまう²¹。

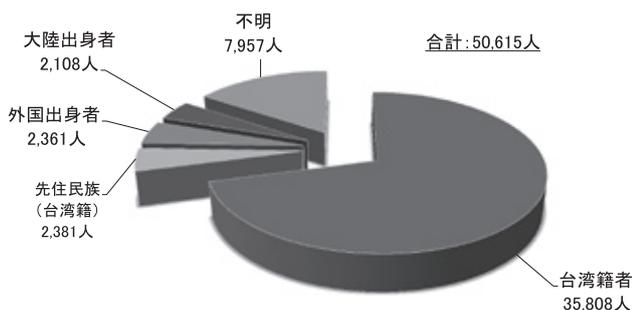
この「国民身分証」を取得するには、外国出身配偶者の場合、帰化許可申請に合格して戸籍登記を行うことが必要とされるが、そのために、毎年183日以上合法的居留を3年以上継続することが義務付けられる（「国籍法」第4条）。一方の大陸出身配偶者の場合、「定居（台湾地区定住及び戸籍の設定）」許可申請に合格して戸籍登記を行うことが必要とされるが、そのために、毎年183日以上合法的居留を6年以上継続することが義務付けられる（「台湾地区與大陸地区人民關係条例」第17条）²²。したがって、「国民身分証」を取得するには、配偶者であることを続けなければならない。

図表4. 家庭暴力事案の被害者の概況（2012年）



資料：衛生福利部統計処「家庭暴力事件通報被害人籍別及案件類型統計」http://www.mohw.gov.tw/zh_tw/

図表5. DV被害者総数に占める外国・大陸出身者の比率（2012年）



資料：衛生福利部統計処「家庭暴力事件通報被害人籍別及案件類型統計」http://www.mohw.gov.tw/zh_tw/

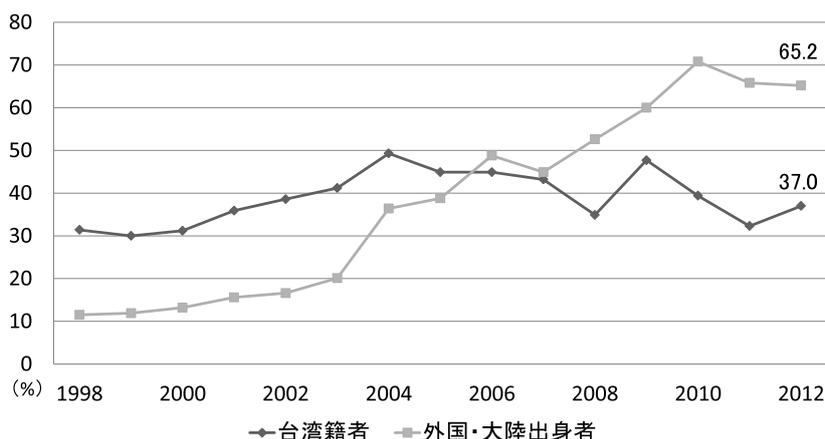
3. 外国・大陸出身配偶者をめぐる新たな問題

こうした状況の下、外国・大陸出身配偶者が「国民身分證」を取得後の夫婦葛藤の顕在化が社会問題となっている。行政院大陸委員会（台湾海峡の兩岸の往来など、中国大陸に関する業務全般を担当する行政機関）は、大陸出身配偶者の多くが「国民身分證」を取得してすぐに離婚するため、ひとり親家族の問題が激増していることを指摘した²³。2011年の離婚件数57,077件のうち、夫婦の一方が大陸・外国出身配偶の離婚件数が14,212件で、全体の24.9%を占めた。また、2004年と比べ、夫婦共台湾籍の離婚件数が8.9%減少したのに対し、外国・大陸出身配偶者は25.2%の増加がみられ、特に外国出身配偶者が62.3%と高率で上昇している²⁴。また、同じ年の婚姻者数に占める離婚者数の比率をみても、夫婦共台湾籍が37.0%であるのに対し、外国・大陸出身配偶者は65.2%と2倍近い（図表6. 参照）。

2006年を境に離婚比率が逆転し、外国・大陸出身配偶者が急激に上昇していく。離婚達成の手段として裁判所に配偶者虐待の保護命令を申し立てるケースが増加するなど、これらの背景について主管機関である内政部も分析していて、新移民女性に対する施策の在り方を検討している。

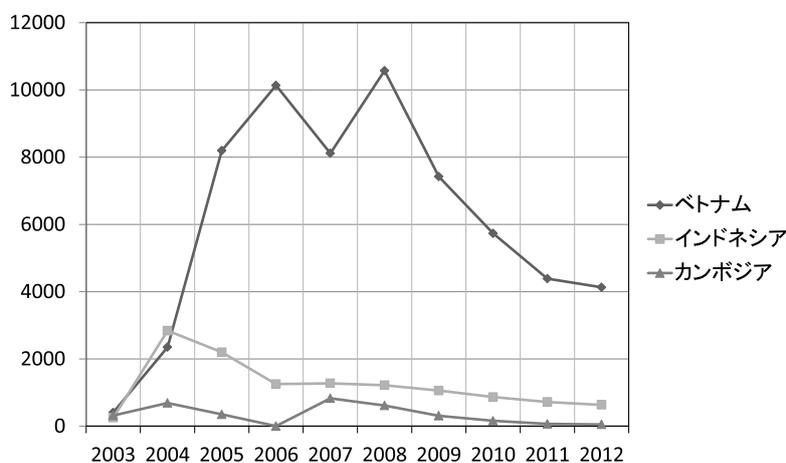
2003年から2012年の10年間で台湾籍を取得した外国出身配偶者は82,448人（女子が98.5%を占める）であった。ベトナム出身者が総数の74.5%を占め、インドネシア14.9%、カンボジア4.1%、フィリピン3.4%と続く。しかし、外国出身配偶者の台湾籍取得者がここ数年減少している（図表7. 参照）。2008年と比べ2012年は12,983人から5,310人と6割方減少した²⁵。これは、裁判所が離婚を認め、台湾に戸籍を設ける未成年の実子がいる場合に、婚姻関係消滅後の台湾籍未取得の外国出身配偶者の居留の継続と就労を許可する制度改正や、東南アジア圏の経済成長が影響してい

図表6. 同年の婚姻者数に占める離婚者数の比率（年次推移）



資料：内政部戸政司「結婚人数按雙方原属国籍分」及び「離婚人数按雙方原属国籍分」
http://www.ris.gov.tw/zh_tw/346

図表7. 外国出身配偶者の帰化人数（上位3国）の推移



資料：内政部戸政司「最近10年外国人為国人之配偶帰化、取得我国国籍人数統計表 2003年至2012年」
http://www.ris.gov.tw/zh_tw/

る。「国民身分証」の取得、すなわち台湾籍への帰化は、申請の前に元国籍の政府に、元国籍喪失を申請する必要があるが、その取得者の減少は、ダブルスタンダードで出身国と台湾との二国間を往来し、どちらか生活安定度のより高い方へ、いつでも逃げ出そうとする外国・大陸出身配偶者の増加を物語る。当然台湾アイデンティティの希薄化は、台湾男性との婚姻関係を不安定なものにしてしまう。

II. DV 被害女性救援の法体系と実施体制

外国・大陸出身の有配偶女性が被る様々な不利益に対し、その克服を包括的に支援することを目的に、2003年「外籍與大陸配偶照顧輔導措施（外国・大陸出身配偶者への援護と指導に関する対策）」が策定され、①生活支援、②母子保健、③就労権保障、④エスニシティの普及啓発、⑤子どもへの教育支援、⑥人身安全保護、⑦法条令の改正、⑧政策理念の広報活動を8大重点施策として地域福祉計画を定め実施している。配偶者間暴力への法的対応については、台湾籍者を含むすべての有配偶女性共通の枠組みの中で行われる。ここでは、三次的支援、すなわち危機的状況への問題解決的な個別介入プログラムを中心に述べる。

1. 「家庭暴力防治法」の仕組み

問題発生後の個別介入プログラムの実施に係る中心立法は、「家庭暴力防治法（家庭内暴力防止法）」である（図表8. 参照）。台湾で家庭内暴力の防止の制度化を推進したのは女性団体を中心とした民間団体であった。1997年、性犯罪の防止、訴追などの刑事手続きの整備、被害者の保護などを目的に「性侵害犯罪防治法（性的侵害犯罪防止法）」を成立させ、そして、その過程で家庭内暴力は女性に対する性的侵害の一つであるという認識に基づき、翌年

図表8. 「家庭暴力防治（防止）法」（1998年）の仕組み

「家庭暴力」とは、家族成員間の身体、精神に不法な侵害を与える行為（「身体或精神上不法侵害之行為」）をいう。（第2条）

- ① 家庭暴力の防止と被害者の權益保護を目的に制定
- ② 家族成員に4親等以内の傍系血族・姻族を含め広く規定
- ③ 家庭暴力罪（「刑事訴訟法」）の適用
- ④ 主管機關は中央が衛生福利部、地方が直轄市、県（市）政府
- ⑤ 家庭暴力防治中心（防止センター）、防治委員會設置の義務付け
- ⑥ 被害者保護計画の策定と実施
- ⑦ 民事保護令（保護命令）の制度化（申し立て、審理及び執行）
- ⑧ 加害者処遇計画（「治療命令」）の執行
- ⑨ 違反者への懲役、禁固、罰金

の1998年、「家庭暴力防治法」を成立させたことから、両法は密接な関連を有している²⁶。

本法は、家庭内暴力の防止と家庭内暴力の被害者の權益保護を目的に制定された（第1条）²⁷。本法において、家庭内暴力とは、家族成員間の身体、精神に不法な侵害を与える行為（「身体或精神上不法侵害之行為」）であり、その行為には、妨害、警告、侮辱、誹謗などの嫌がらせ、監視、待ち伏せ、尾行などのつきまとい、手紙・メール・電話などによる執拗な連絡など、家族成員に恐怖や脅威を与える行為の一切が含まれる。また、家庭内暴力は、刑罰法規（「刑事訴訟法」）により有罪とされる（罪を犯す）行為（「家庭暴力罪」）であること、加害者には、心理教育的コンサルテーション、精神療法、アルコール・薬物依存など嗜癪リハビリテーションなどの加害者処遇計画（加害者更生プログラム）を強制して行うことが明記されている（第2条）。

また、本法では、家族成員とは、①配偶者（離婚など婚姻関係が解消された者、婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係にある者及び事実上離婚した者を含む）、③直系血族（自己の祖父母、父母、子、孫）、直系姻族（自己の配偶者の直系血族及び自己の直系血族の配偶者）、④4親等以内の傍系血族、傍系姻族（現在及び過去）を言い、家庭内暴力の被害者として、兄弟姉妹、おじ、おば、甥姪などの親戚を含め、被害者と加害者の関係の範囲を条文で広く定めている（第3条）。したがって、ここでいう「家庭暴力」とは、配偶者虐待、児童虐待、高齢者虐待のすべてを指す²⁸。

歴史的に、言語や文化に違いを持つ「族群（エスニシティ）」がせめぎ合う台湾では、これまで親戚や同族による相互扶助が世代を超え継承されてきた。しかし、親戚や同族の自助意識や結束力が強いその分、ひとたび関係が拗れると紛争が連鎖的に拡大していく。したがって、台湾の家族支援では、夫婦や子に限定することなく、彼らを取り巻く多くの関係者を含めた家族単位での福祉的介入が総合的に展開されることが強く望まれている²⁹。

本法を所管する機関は、中央が衛生福利部（2013年7月、行政院に衛生福利部を創設し、内政部を改組して社会司の業務を保護服務司へ移管）、地方が直轄市政府、県（市）政府である。直轄市、県（市）主管機関は、「家庭暴力防治中心（家庭内暴力防止センター）」の設置及び「被害者保護計画（家庭内暴力被害者保護計画）」の策定と実施が義務付けられ（第8条）、後述の加害者に対する「治療命令」を執行する（第21条）。また、中央政府（衛生福利部

保護服務司)及び地方政府に、関係官庁、有識者、民間団体代表から成る「家庭暴力及性侵害防治委員会」(「性侵害犯罪防治法」の規定を併せ持つ委員会)をそれぞれ設け³⁰、総合的な協議機関として、実態把握、基本方針の決定、施策の進捗管理、評価と監督、検証、提言などを行う。なお、医療、看護、福祉、保育、心理、教育等の専門職及び警察官、移民業務に携わる職員は、職務上において家庭内暴力を疑われる情報を入手したとき、被害者の意思にかかわらず、24時間以内に管轄の主管機関に通報することが義務付けられている(第5条)。主管機関への通報は被害者本人だけではなく、法律上通報義務を有する警察や医療機関などからの通報が多いことが台湾の特徴である³¹。2012年には、警察が通報件数総数の39.3%、医療機関が28.8%を占めていた³²。

本法の中核は、被害者の安全確保のための「通常保護令」、「暫時保護令」、「緊急保護令」から成る「民事保護令(保護命令)」制度(申し立て、審理及び執行)の創設である³³。「民事保護令」は、被害者、あるいは警察機関、検察官、直轄市・県(市)主管機関によって「法院(裁判所)」に申し立てることができる。被害者が未成年者や心身に障害があるなどで申立てが困難な場合は、三親等以内の親族、法廷代理人に委任することができる(第10条)³⁴。

裁判所は、審理終結前に、直轄市、県(市)主管機関あるいは社会福祉機関の意見を聴くことができ(第13条)、家庭内暴力であると認定した場合は、保護命令を発令し、①被害者及び特定の家族成員に対する家庭内暴力の禁止、②直接、間接の嫌がらせ、つきまとい、接触、会話や通信など不要な連絡行為の禁止、③被害者の住居からの退去、④被害者及び特定の家族成員の住居、学校、職場などへの接近禁止、⑤加害者処遇計画の執行・実施などを被告に命令する(第14条)。以上の各事項及び「治療命令」の執行に反した者に対し3年以下の懲役・禁錮、10万元以下の罰金が科される(第61条)。

裁判所は、「緊急保護令」については受理してから4時間以内に、「通常保護令」と「暫時保護令」については24時間以内に、加害者、被害者、警察、自治体などに対し文書で発令する。地方政府は、その前に、被害者保護のため必要に応じ被害者の住居に警察官を派遣して、①安全の確保、②緊急避難施設への移送、③緊急救援などにあたることとなっている(「行政機関執行保護令及家庭暴力案件辦法」第9条)。

また、家庭内暴力の加害者とその未成年子女との間の面接許可については、裁判所の関与のもとに、以下の一つ以

上を条件に決定される。①安全な対面場所の確保と面会時間の厳守、②第三者機関・組織による面会の監督、③加害者処遇計画、診察(鑑定)・治療の完了、④宿泊を伴う面会の禁止、⑤保証金の納付(第45条)。

2012年に発令された保護令は、通常保護令が15,172件、暫時保護令が7,076件、緊急保護令が199件の計22,447件であった³⁵。2012年現在、18歳以上、65歳未満の家庭内暴力、性的侵害の被害者及びその満18歳未満の子女を対象に「庇護中心(緊急避難施設)」が、そして生活危機の単親家族(離婚、配偶者の死亡、失踪、未婚の母)及びその未成年の子女を対象に「婦女中途之家(中間施設)」が、台湾全土に40箇所設置されている(公立5、公設民営17、私立18、入居者定員449人)³⁶。

2. 「家庭暴力防治中心」による支援

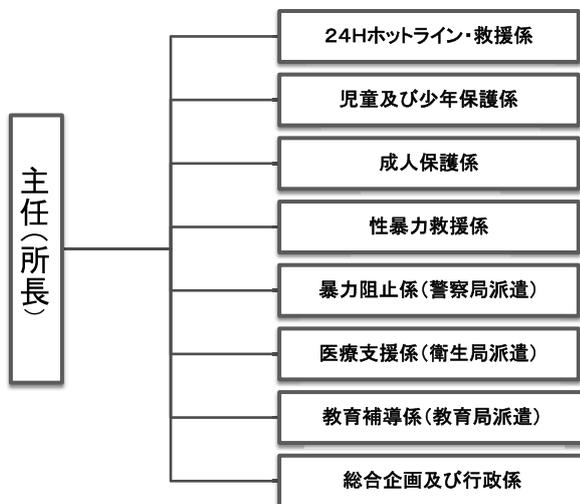
直轄市、県(市)主管機関は、「家庭暴力防治法」の規定に基づき「家庭暴力防治中心」を設置して、警察、教育、保健、福祉、住宅、戸政(戸籍関係の行政事務)、司法、労働などの各部局と連携しながら、以下の運営に当たらなければならない(第8条)。①24時間の直通電話対応(ホットライン)、②24時間の緊急救援・保護、救急診療・処置、必要な診断証明の確保、証拠の保存、③被害者とその家族に対する避難・保護施設(短期、中期、長期シェルター)への送致、④被害者とその家族に対する生活支援(心理的支援、経済的扶助、法的支援)、就学支援及び自立支援(住宅の供給・仲介、職業訓練と就労支援)、⑤被害者とその家族に対する医療及び心理療法・カウンセリング、⑥裁判所への保護命令の申し立て、⑦裁判所が決定した加害者処遇計画の執行、⑧外部機関への送致ケースのフォローアップとケースマネジメントの実施、⑨学校や市民(社会)に対する予防教育、意識啓発プログラムの実施、⑩家庭内暴力の予防に関するその他の事項。

家庭暴力防治中心は「性侵害防治中心」(「性侵害犯罪防治法」第6条)と合併設立することができ、ソーシャルワーカー、警察、保健及びその他関連する職員を置かなければならない。「家庭暴力暨(及び)性侵害防治中心」は、全国に25か所設置されている。また、各直轄市、県(市)内政部警政署(警察署)には「社区(地域)家庭暴力防治官」が配置され、緊急対応にあたることとなっている。2012年に防治中心(防止センター)で情報提供、相談・指導、カウンセリング、緊急保護、法律・経済援助などで対応した被害者の延べ人数は710,353人で、そのうち外国・大陸出身者の比率は9.0%であった³⁷。

ここで、「台北市家庭暴力暨性侵害防治中心」について概説する。組織は、図表9. のように構成され、その全体を主任（所長）、副主任、秘書が統括している。緊急保護を目的とした24時間対応の全国統一ホットライン“113”で通報され、また、外国出身女性のためのホットライン0800-088-885回線が引かれ、東南アジア各国の言語に対応する通訳がいる。

政府公認ソーシャルワーカーである5名の「社会工作者」が専任として常勤し、直接目視、虐待認定、家族状況・パーソナリティのアセスメント、それに基づく「被害人保護計画」の策定、実施過程のモニタリングなどを行う。一人ひとりの個別の状況に応じた制度横断的な対応を効果的かつ円滑に行うため、ソーシャルワーカーは、幅広い分野の機関から派遣された異職種間の架け橋として活動していた。心理師（臨床心理士）や弁護士（弁護士）については嘱託及び外部委託となっている。また、児童虐待と高齢者虐待のケースについては、それぞれの担当部局（台北市政府社会局・児童及少年福利科、老人福利科など）に送致している。裁判所は加害者への「治療命令」を発布する前に、その要否や程度の判断に対して専門的な裏付けを行うため、防治中心の医師、心理師、社会工作者を指名し鑑定業務への派遣を要請する。そして、「治療命令」が発布された場合、防治中心は、司法機関の関与を根拠に、「加害人処遇計画」に基づき、受託機関・施設、日程、プログラムなど処遇内容を具体的に定め段階的に執行していく。受託機関・施設として、中央主管機関（衛生福利部医事司）が指定する公私の医療・保健機関が中心だが、カウンセリング

図表9. 「台北市家庭暴力暨（及び）性侵害防治中心」組織図



家庭暴力防治中心は「性侵害防治中心」（「性侵害犯罪防治法」と合併設立することができ、ソーシャルワーカー、警察、保健及びその他関連する職員を配置しなければならない。

については一部民間の心理・福祉機関に事業委託される。もし加害者が処遇計画の実施を拒否したりプログラムの規定時間を満たさなかった場合、処遇計画を実施する機関・施設は、直轄市、市政府にその旨を通知する。そして必要な場合、機関・施設は政府に対し支援を求めることが出来る。

Ⅲ. 「励馨社会福利事業基金会」の概要

1. 「家庭暴力防治法」と「励馨」

台湾のDV被害者支援で特徴的なことは、積極的な民間団体への事業委託である³⁸。家庭暴力防治中心は、通告から緊急救援・緊急保護に至る早期発見（危機介入）のプロセスに司法機関の関与を根拠にして介入し、そして「被害人保護計画」策定以降の早期対応（治療・処遇）のプロセスは外部機関に委託することによって、両者は相互補完的に機能している。

事業委託先の主要な民間団体（財団法人）として、婦女救援社会福利事業基金会（1987年設立）、現代婦女基金会（1987年設立）、励馨社会福利事業基金会（1988年設立）、天主教善牧社会福利基金会（1994年設立）などがある。これらの団体は、1980年代後半からの児童買春の禁止と児童保護の運動を主導した女性団体であり、「女性の商品化」反対の大規模なデモ活動、キャンペーンなどを通し、「性侵害犯罪防治法」、「家庭暴力防治法」、「児童及少年性交易防制条例」などの立法化を実現した。本稿では「財団法人励馨社会福利事業基金会」（The Garden of Hope Foundation）（以下、励馨と表記）を取り上げる。その理由は、励馨が各女性団体と連携して結成した「台湾終止童妓協会」（現在の「台湾展翅協会」International Campaign to End Child Prostitution in Asian Tourism: ECPA Taiwan、1991年設立）の活動に中心的な役割を担ったからである。同協会は、売春児童問題を、女性問題や先住民族問題及び外国・大陸出身女性の労働・配偶問題など国内外を含む広範な社会問題として認識した³⁹。この観点（運動理念）は今日でも励馨の具体的実践に直接反映されている。励馨は、1988年に、米国の宣教師、高愛琪（Angie Golmon）女史による非行少女の「中途之家（ハーフウェイハウス）」の創設から始まった。その後、反児童買春運動・女性保護団体として性侵害犯罪防治法の立法化を含め、活動範囲を拡大しながら、現在、性的搾取や人身売買等の被害者、危機状態の子どもと家族、未婚の妊婦・母、外国・大陸出身配偶者を含むDV被害女性のエンパワーメント（対抗力の

強化)を目指す民間団体として、台湾の北中東南の4区域に辦事処(事業所)、13県(市)に13の服務中心(サービスセンター)を活動拠点に、台湾女性福祉のけん引者として先駆的役割を担っている(図表10. 参照)。

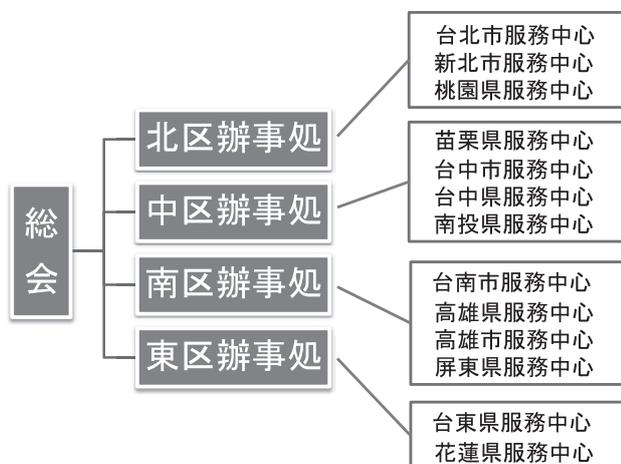
2. 励馨の被害者支援プログラム

励馨が担う役割・機能は、制度・政策から実践・援助まで、政策提言・社会計画から各種療法まで、心理的サポートからソーシャルアクションまで種々のレベルで多様である(図表11. 参照)。この多様性の特徴を活かすため、励馨では支援コーディネーター(ケースマネジャー)のシステムを採用し、ソーシャルワーカーが、利用(入居)者の生活状況やニーズに応じて、以下の各種サービスを組織横断的に調整・誘導・開拓しながら、導入から終結に至るまで継続的に一貫して寄り添い、マンツーマンで支援する。

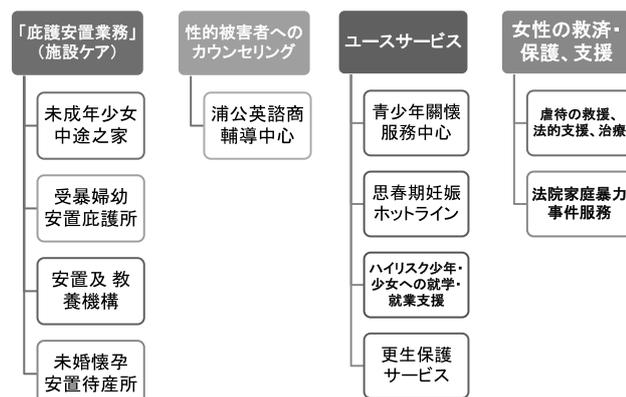
1. 「庇護安置業務(施設ケア)」

- ① 「未成年少女中途之家(ハーフウェイハウス)」: 虐待を受けた、あるいは更生保護中の少女の社会復帰の

図表10. 励馨社会福利事業基金会(組織図)



図表11. 励馨社会福利基金会のサービス体系



ための短期及び中長期の地域型小規模施設(全国に6か所)

- ② 「受暴婦幼安置庇護所(母子生活支援施設)」: 配偶者虐待や性的侵害の被害者とその子どものためのシェルター(全国に7か所)。
- ③ 「安置及教養機構(児童養護施設)」: 遺棄や虐待などの被害に遭った子どもに社会的養護を行う施設(全国に4か所)。
- ④ 「未婚懷孕安置待産所(助産施設)」: 未婚で妊婦した未成年少女、成年女性のために出産支援を行う施設(全国に2か所)。

2. 性的虐待や性的搾取の被害者へのカウンセリング

「浦公英諮商輔導中心(タンポポ・カウンセリングセンター)」を全国5か所(台北、台中、台南、高雄、台東)に設置し、児童への性的侵害防止活動及び被害者への個別処遇とフォローアップ(予後観察)を実施している。同センターは、1994年に台湾で初めて性的虐待や性的搾取の被害者に心理治療的な介入を行う機関として誕生した。

3. ユースサービス

全国5か所の「青少年關懷服務中心(ユース・アウトリーチ・サービスセンター)」で以下のサービスを実施している。

- ① 思春期妊娠(妊娠に悩む少年、少女)のためのホットラインの設置、情報提供、資源紹介、フォローアップ、緊急保護、里親・養子縁組などの実施
- ② 不純異性交遊やドロップアウトなどリスクが高い少年、少女への就学、就業、生活改善などの支援
- ③ 地方裁判所の下で、保護観察中の少年を対象に犯罪の常習性を取り除くためのカウンセリングやグループワークなどの更生保護サービスを提供

4. 女性の救済・保護、支援

東南中北各区辦事処が管轄する各服務中心で以下のサービスを実施している。

- ① 虐待の救援、法的支援、治療、予防、及び生徒、教師、市民、専門職をターゲットにした教育と訓練(性的暴力・セクシャルハラスメント、DV、十代の妊娠などに係る家庭教育プログラム、アドボカシー、ファシリテーション、反売春法の制度化や反性的搾取のためのキャンペーン、ガールズ・パワー・キャンプの実施。また、子ども虐待のリスク要因を軽減・除去するための出産準備の支援、産褥期母子の心身状況の把握、養育環境の整備など未婚女性の妊娠・出産期に特化さ

せた介入・支援。

- ② 地方裁判所から委託を受け、全国8か所の「法院家庭暴力事件サービス処（地方裁判所家庭暴力被害者支援センター）」で、家庭内暴力に遭遇した人々への相談、付き添い、生活救助、法律相談、カウンセリング、グループワークなどを提供。

2011年に励馨が対応した総数は29,092人⁴⁰で、成年男子が2,441人（8.4%）⁴¹、成年女子が25,569人（87.9%）、児童が1,082人（3.7%）であった。その構成は、「法院家庭暴力事件サービス処業務」が38.4%、通報案件の相談指導が32.4%、家庭内暴力の個別処遇とフォローアップが26.5%、加害者と未成年子女との面会業務が2.8%となっている。同年に提供したサービスの延件数は71,930件で、相談・指導56.0%、法律援助29.0%、資源紹介（仲介）10.6%、付き添い（エスコート、護送）支援2.4%であった。

職員については、総数が327人⁴²（専任323人、非常勤4人）で、そのうち直接業務職員が256人、間接業務職員が71人であった。また、職員総数の約9割が大卒以上で、そのうちの約8割が、福祉、教育、心理系列の出身者で構成され（「社会工作者」35人、「諮商心理師（政府公認カウンセラー）」8人）、男女比は1対9と、働く人たちの多くが女性で被害者の年齢との近似性が高い。

2011年度予算（財政）の総額は3億元（約10億円）であり、財源の5.5割は中央及び直轄市、県（市）政府委託及び補助、4割が寄付金、0.5割が講演・研修、基金募集のための販売などであった。

IV. DV被害女性へのソーシャルワーク

— 急性期、回復期 —

先述のように、励馨では、台湾全土にわたって広域的に展開される各種業務に密接な統一と関連を持たせるため、地域を東南中北の4ブロックに区画して13か所に分事務所（事業所）を設け、その全体を「総会」（執行長室、研究開発部、資源部、企画部から成る事業本部）が統括している。台湾北部をめぐっては、北区辦事処（支局）及びその傘下に入る台北市、新北市、桃園県の3か所の分事務所それぞれ設置された各サービスセンター（サービスセンター）を活動拠点としている。このうち、台北市分事務所（写真1. 参照）については、台北市サービスセンターの「社会工作者」が、個別ケースを通じて、支援対象者の有する課題の分析と共有、課題に対する支援策の検討および役割分担の決定などを行うことにより、センター機能として切れ目のない有効な被害者支援の強化を図る。具体的には、台北市分事務所傘下の浦公英諮商輔導中心、少年服務中心、婦女服務中心、蘭心家園（母子生活支援施設）、向晴家園（児童養護施設）などの各機関・施設（ブランチ）の保健・医療、福祉、心理分野の専門スタッフと組織的にケース記録を共有管理しながら、導入から終結に至るまで、アセスメント、支援計画、支援経過、事後評価から成る個別支援過程の全体を継続してモニター（追跡・監視）していく。ここでは、①導入と緊急対応、②施設保護と生活再建、③家族・親子関係の再構成、④就業準備と自立の促進を柱とする個別支援プログラムを中心に、ソーシャルワーカーが被害者とその家



写真1.

族の問題解決に向かって援助的に介入していく一連の行動、および急性期から回復期、生活期へと至るソーシャルワーク実践のプロセス全般に関わる基本的な枠組みについて以下に述べる。

1. 問題の発見と導入・初期（緊急）対応

北区辦事処に併設された台北市分事務所の中核を担う台北市服務中心を訪ねた筆者に対し、国際事務専任（international affairs specialist）のソーシャルワーカーは、次のように述べた。

勵馨では、1998年の家庭暴力防治法が制定された年に、台北市政府の委託を受け、「台北市龍山婦女服務中心（女性福祉サービスセンター）」において家庭暴力事例に対するソーシャルワーク実践を開始した。ここ台北市服務中心で対応する家庭暴力事例の多くは、台北市家庭暴力防治中心、台北市社会局など外部の公的機関から委託により送致されたケースである。しかし、勵馨では、発見、導入（初回面接）の段階から、傘下の施設・機関（ランチ）が家庭暴力防治中心と連携しながら被害者・家族と直接的にかかわるように努めている。早期発見（緊急救援・緊急保護）の体制が制度的にシステム化されるほど、現場にセクショナリズム（縄張り主義）が浸潤し、本当に支援が必要な人をかえって入り込めなくしてしまう。複雑な問題を多く抱え、危機状態にある家族を早期に発見して迅速に対処するため、勵馨では、防治中心からの送致ケースを待つだけの姿勢ではなく、民間の特性を活かす形で、当事者にとって、利用（アクセス）しやすく、近づきやすい（接近可能性の度合いを高める）、という受け入れ側の条件整備に努めている。

外国・大陸出身配偶者をめぐる家庭内暴力事例は、おおよそ全体の1割程度と少ないが、顕在化するの全体のごく一部にしかすぎず、多くは家庭のうちに潜んでいる。文化的な違いから、被害者自身がそれを暴力と認知できなかったり、問題解決をすでに放棄していたりするなど、支援への動機付けや思考・感情の言語化が乏しいケースが多く、また、ストレートな現れ方をしないところが特徴的である。勵馨では、2009年、行政院勞工委員会の委託を受け「1955外籍勞工24小時諮詢保護專線（外国人出稼ぎ労働者の24時間ホットライン）」をスタートさせた。外国・大陸出身配偶者から就労機会の提供に関する相談を受け、そこから配偶者虐待あるいは雇用者による性的侵害の実態がわかってくる。早期発見（情報収集）のあらゆるチャンネルを開くために、アンテナの裾野を広げておくことが大切で

あり、マニュアルにとらわれない柔軟な対応や地域に密着した施設開放など、いくつもの相談ルートやあらゆる生活問題に対応するサービスの拡充に努めている。

また、国を超え（国と国との境界線上で）連携活動を必要とするケースもある。難民申請者や国外への強制退去を命ぜられた女性、実親が行方不明の子ども、実親からの養育が受けられない子ども、無国籍・未就籍の子どもに対する帰郷希望、家族再会援助、国籍取得や就籍援助などが含まれる。このため、勵馨では、虐待や性的搾取に反対する国際NGOネットワーク、女性と法、労働、開発に関する情報・知識ネットワーク、アジア・太平洋地域の女性のためのアドボカシーネットワークに組織的に参画し⁴³、女性の権利擁護に関わる活動家、研究者、専門家たちのグローバルなフォーラムにスタッフを積極的に送り交流を図っている。

また、保護令が発令されているケースや、台湾籍の未成年の実子に重大な不利益を引き起こすケースについては、主管機関（内政部入出国及移民署）の延期許可を申請できるが（「入出国及移民法」第31条外僑居留証の延期）、律師（弁護士）の協力を得て、居（停）留延滞などにより退去・追放処分を避けるための対応を取っている。

2. 施設保護と生活再建への支援

勵馨傘下の「受暴婦幼安置庇護所（母子生活支援施設）」は台湾全域をカバーする形で設置され（東区1、南区1、中区1、北区4）、蘭心家園（台北市）、寧馨家園、外籍勞工庇護中心（新北市）、育馨園（桃園県）、蘭恩家園（苗栗県）、溫馨家園（南投県）、馨天地（台東県）の7施設ある（2011年の利用者数は女性481人、児童302人）。筆者は、「庇護安置業務（施設ケア）」を実地踏査するため、台北市政府社会局の委託を受けて運営する台北市蘭心家園（公設民営）を訪ねた。そこは100坪の敷地に民家風の建物を並べ中でつながる構造となっている。ラウンジ、ダイニング、図書室、遊戯室、CP室などのCOMMONスペースを挟む形で、保護直後の女性と子どもの居室（3室）及び一定期間経過した女性と子どもの居室（7室）を区分することによって生活空間を工夫している。そこで提供されるサービスは、①緊急避難シェルターとしての安全管理、②栄養摂取と基本的生活習慣の確立（衣食住の基本的生活の確保）、③受容的雰囲気に基づいた相互信頼の居場所づくり、④レクリエーション活動、子どもの補習復学授業、保育、⑤病院、警察、裁判所への付き添い、などである。併せて、台北市家庭暴力防治中心、台北市社会局、警察、医療機関

及び北区辦事処などと連携しながら、相談・指導、経済的支援（緊急生活補助、訴訟補助など）、カウンセリング、心理治療、医療ケア、就業相談、法律相談（離婚、親権、返済など）を実施している。

また、本人の感情や行動が不安定なケースや本人のニーズと支援者が課題と捉えている点異なるケースについては、台北市服務中心のソーシャルワーカーが支援コーディネーターとして、本人のニーズに沿った支援を基本としながら、課題に関する認識を各専門職種と共有できるよう活動している。

精神的障害のあるケースや退院ケースなどは、不安感情の軽減や症状の安定化が社会的自立に向けたスムーズな支援につながることから、医療・保健機関との連携が不可欠である。

経済的支援については、「特殊境遇家庭扶助条例」（2000年）に基づいて緊急生活扶助、子女教育補助、子女生活手当、傷病医療補助、児童托育（保育）手当、法律訴訟補助が給付され、低所得世帯補助が受給できない中低所得で困難な状況を抱えた女性及びその子どもに対して補助を行う。

また、支援コーディネーターによる面談及び施設スタッフの支援だけでは、本人の心情の把握に至らないケースもあり、効果的で円滑な支援を取り入れていく必要から、より当事者に身近な存在の人びと（同じような立場の人、DV被害の経験者など）が関わり、本人の思いや課題などを引き出すピアサポーター派遣事業を実施している。

3. 家族・親子関係への治療的介入

台湾においても、配偶者間の暴力により子どもに心理的外傷を与えることは児童虐待と規定される。その対処については、「家庭暴力防治法」に「児童及少年福利與權益保障法」（2011年、児童及少年福利法を改正）を加え⁴⁴、相補的に機能強化を図っている⁴⁵。虐待を被る、あるいは家庭における配偶者などに対する暴力を目撃した児童・少年（「目睹家庭暴力之児童及少年」）について、直轄市、県（市）の主管機関は、それらを「緊急安置（一時保護）」し、「児童及少年家庭処遇計画」を最長3ヶ月を期限として作成しなければならない⁴⁶。この業務は必要に応じて、児童及少年福利機構（児童福祉施設）、団体に委託でき、勵馨においても本業務を受託している。「児童及少年家庭処遇計画」は、家族機能評価、児童及び少年の安全、安置（保護）評価、親職教育、心理カウンセリング、精神治療、嗜癖治療、その他の家族機能障害を回復させるためのあらゆる福祉プログラムからなっていて、児童及び少年本人、父

母、子の監護者を対象に実施される（第64条）。その措置の一つに、「親職教育（ペアレントトレーニング）」があり、主管機関は加害者である父母、監護人に対して8時間以上50時間以下の強制的親職教育補導を受けることを命じることができる（第101条）。

児童虐待に対処する児童福祉施設・機関の一つに、「心理輔導或家庭諮詢機構（児童家庭支援センター）」がある（「児童及少年福利機構設置標準」第2条）⁴⁷。同機構は、児童及び少年とその家族に心理学的診断と短期・集中治療を実施する機関である。台北市服務中心はその機能を併せ持ち、先述の「児童及少年家庭処遇計画」はここで実施される⁴⁸。

筆者は台北市服務中心で実施される「目睹暴力児童服務（配偶者間暴力を目撃した子ども、心身に虐待を被った子どもへの心理治療プログラム）」を視察する機会を持った。このプログラムは社会工作者と「臨床心理師（政府公認臨床心理士）」との連携により実施される親子関係の再構築（母子のありように変化）を促す治療的、教育的な支援であり、養育スキルの習得や子どもへの認知の修正をとおした母の対抗力（エンパワーメント）の向上、子どもの外傷後ストレス障害（PTSD）症状としての外的世界への反応性の減退に伴う意欲喪失、孤立、疎外感情などの治療、父母間の異文化衝突の把握と子どものアイデンティ及び社会的役割の確立から成っている。子どもが自身のうちにある心の傷を安心して自由にいえるよう（感情の吐露）、スタッフは徹底して寄り添う場面作りを工夫して展開していた。

V. DV被害女性へのソーシャルワーク ——生活期——

1. 家族再統合への支援

勵馨では、家族、親子関係の再構築に向かって多面的な支援が展開されるが、「目睹暴力児童服務」と並んで「収出養（養子縁組）」は支援の重要な柱である。2011年、「未婚懷孕個案安置待産處所（助産施設）」春菊家園（桃園県）、春菊馨家園（台中市）の入居者数は38人で、そのうち未成年女子が12人、成年女性が26人であった。地域（在宅）処遇を含め対処した人数は234人で、彼女らが選んだ支援で最も多いのは「自行扶養（自分で育てる）」35.7%、続いて「共同扶養（祖父母の支援など）」25.2%、「出養（養親による扶養）」17.8%であった⁴⁹。実親の自己決定の原則に基づき「出養」を強制しないことは言うまでもないが、台

湾では、家族再統合への支援において、「繋ぎの支援」と併せて「巣立ちの支援（家族分離型の支援）」を重視するところが特徴であり、子どもがもし家族と暮らせない場合には、里親や養親による永続性の保障が最も望ましい包括的な解決策とされている。策定されたプランは裁判所によって決定される。里親や養子縁組の重視は、米国のリーブホーム（leave home）の考え方やパーマネンシー・プランニング（permanency planning）の施策の影響を受けている⁵⁰。

2011年の「児童及少年福利與權益保障法」改正により、安置及教養機構における「収出養媒合服務者（養子縁組の媒介活動を行う者）」としての役割が重視されるようになった。養子縁組仲介・あっせん事業は、主管機関から認可を受けた財団法人、公私立の安置及教養機構に限られる（第15条）。「収出養媒合服務者」は、主管機関から業務の委託を受けた後、まず実親を訪問調査し、必要性が認められる場合は適切な養親を探し、「収出養評価報告」を作成する（第16条）。裁判所は、養子縁組の申請を受けた場合、収出養評価報告を精査しその要否について決定するが、認可の場合は、縁組の前に以下の命令を発令しなければならない。①直轄市、県（市）主管機関、児童福祉施設、その他の団体或いは専任職員に対する訪問調査の進行及び訪問調査報告書の提出、②「収養人（養親）」と児童及び少年の一定期間内における先行共同生活（試験的な養育期間）、③収養人に対する親職準備教育課程、精神鑑定、薬物・アルコール依存検査その他児童・少年の最善の利益を守るための必要事項の受諾など（17条）。

台湾では、子どもの人権擁護の観点から、養子縁組の条件を、①裁判所が離婚を判決し、②被害者側の親が台湾籍を有する未成年の実子の監護権（親権）をもち、かつ同意するとき、③あるいは実子に重大な不利益を引き起こす危険性がある場合など、厳しく制限され、また、縁組は国内優先の原則に立ち行われる⁵¹。これらの原則（条件）の順守を前提に、勵馨では、外国・大陸出身配偶者の乳幼児については、国際養子縁組（intercountry adoption）を積極的に採用していて、北米、とりわけ米国との国際養子縁組が多くを占める⁵²。この国際養子縁組をめぐる、国際事務専任のソーシャルワーカーは、自らの米国社会福祉大学院での留学体験を踏まえ、次のように述べた。「台湾は、各国（の行政当局）が国際養子縁組を監視し合うことについての合意『国際養子縁組に関する子どもの保護及び国際協力に関する条約』（1993年）に国際政治的立場から未加盟である。しかし、私たちは、子どもたちから互いを受け

入れられる新しい家族を見つける機会を奪ってはならない、と考える。これこそ、子どもに対する重大な権利侵害ではなかろうか。」勵馨では、これを実行に移すべく、国際的 NGO との連携を積極的に進めている⁵³。

2. 就業準備と自立支援

行政院内政部統計処が実施した「100（2011）年婦女生活状況調査報告」によれば、DV 対応支援として女性が政府に望むこと（複数回答）で最も多かったのが、「保護・救済」（35.8%）よりも「職業訓練・就業」（44.2%）であった⁵⁴。2007年、家庭暴力防治法が一部改正され、家庭暴力防治中心の業務に、被害者へのカウンセリング、経済的支援、法律相談、就学相談、住宅支援と併せて、「階段性就業服務（段階的、支持的、多元的な就業訓練と雇用サービスの提供）」が導入された（第8条）。勵馨では、本業務の委託を受け、2008年に経済的自立支援プログラムを開始した。それは、活動への参加時期や適した活動の選択などに留意した「準備性就業服務」と「支持性就業服務」の2段階から構成される⁵⁵。

「準備性就業服務」は、傷つき体験の渦中にある危機・混乱期の入居者を対象に、外部と遮断された安全な作業環境の中で、仲間同士が我々感情を鼓舞しながら、自己決定や感情表現（言語化）を図ることから、作業療法的な要素をもっている⁵⁶。具体的には、勵馨附設の馨工房・愛馨工房が台北市、高雄市、花蓮市、桃園県、台東県に点在して設置され、そこで製作する「甜心巧克力（ハニー・チョコレート）」はボランティアショップやコンビニなどでも市販され、商標として使われるロゴタイプが入居者の自己肯定感や達成感を高めていく。チョコレート製作体験では、活動の成果が実感しやすく、参加者の自信に繋がることや、働くことのイメージの獲得などにより、就職に繋がりやすい。

他方の「支持性就業服務」は、回復期・再建期の入居者を対象にした総合的な就業支援策であり、面接練習、就労を意識した課題克服のためのソーシャルスキル・トレーニングなど、ロールプレーなどによる社会的適応能力（就業意欲、職業適性、職業技能）の開発と、母子の生活状況やニーズを踏まえた求人開拓（地域の雇用情勢の把握、登録支援企業・団体の確保など）、一般企業での職場体験（週3日～4日、1か月程度の継続した就労体験）、登録サポーター制度団体サポーターとの連携事業、就職面接の同席などから構成される⁵⁷。2011年、同プログラムでは298人の女性を支援し（外国・大陸出身配偶者は8.0%）、その

うち「準備性就業サービス」段階が24.5%、「支持性就業サービス」段階が75.5%で、全体の29.5%が就労に至ったが、課題として、職業的自立に向けた公的就労支援機関との連携促進及び企業との協力プロジェクトの立ち上げなど就労支援の充実があげられる。なお、励馨では、「婦女及少女独立住宅」を台湾全域5か所に設置し（定員93人）、就業の一層の推進を目指している。

おわりに

新移民DV被害女性へのソーシャルワークという特化されたサービスを多面的に、しかもワンストップで展開する民間団体は日本では未開である。日本の場合、施設ケアは、配偶者暴力相談支援センターから婦人保護施設へ、福祉事務所（市町村）から母子生活支援施設へ、児童相談所から児童養護施設あるいは情緒障害児短期治療施設へ、そして就業支援は、母子生活支援施設から母子家庭等就業・自立支援センターあるいはハローワーク（公共職業安定所）へ、さらに治療的支援（心理的ケア）は、母子生活支援施設あるいは児童養護施設から児童相談所、発達支援センター、医療機関へ、というように、単一の措置だけでは効果が期待できない場合に他機関（組織）からの送致（紹介・委託）という形で複雑に実施される。そこでは、二重（併用）措置の問題が生じやすく、連携機関相互の支援状況の把握（周知）や連絡調整（情報の交換、支援内容の協議）が難しい。また、各機関（組織）に自己の権限や利害に固執するセクショナリズム（縄張り主義）が生じやすいことは否めない。

励馨では、広域・大規模組織としての特性を活かすべく、外部機関（組織）に繋げた形の連携と併せて、一つの機関（組織）内の各セクションの相補性や互酬性を最大活用している。とりわけ、多問題を抱えた外国・大陸出身女性のDV問題は、専門職業的な境界を越えたところで発生する（あるいは制度上の隙間において出現する）。ソーシャルワーカーは、司法・法律、保健・医療、心理・教育、労働など、多くの隣接の専門分野が互いに重なるところで活動するので、こうした状況下ではケース記録の共有管理に基づいたワンストップ型の総合支援が有効である。また、この方法は、ソーシャルワークの視点が漠然とした家族問題の全体よりも配偶者からの暴力という特定の問題に向けられるとき（選択的介入、焦点づけの機能）、支援は最も効果的に行われる（家族に連鎖的变化を引き起こす）、という考え方に拠っている。以上を含め、励馨のソーシャル

ワーク支援システムは、日本において具体的にどう支援するか、という点で多くの示唆を与えてくれる。

最後に、公私連携をめぐって、課題を提起しておきたい。確かに、緊急救援・保護してからの早期対応の多くは民間団体によって提供されており、民間団体を中心として早期対応の機能は定着しているものと考えられる。しかし、こうした家庭内暴力への対応をめぐる課題の多くは、民間のみの対応では難しい、各種の支援施策との連続線上において、公的機関と協力しながら総合的に取り組むべき課題である。支援の適切な水準が担保されるよう、公・民全体で支援の実施体制を検討していく必要があり、行政による指導・監督・助言を行うための必要なノウハウ・専門性の蓄積が図れる仕組み等、行政であることの利点を最大限に活かした実施体制を再構築していく必要がある。たとえば、公的機関の特徴的な役割として、各区・支所と連携した一体的な支援の推進やアウトリーチ型の家庭訪問や地域への出張など、民間に比べ多面的な支援が展開できる。また、新たな財政面の支援なしには民間機関での実施が困難と判断される取組みなど、民間において現状の体制では実践が困難であると思われる新たな福祉課題に対するモデル実施や、関係する行政機関などと連携を密にした取組みなどが求められる。

以上、「公・民の今後の役割」や「公がその役割を担うために必要な機能」について検証を行い、「今後の役割・機能及び実現へのプロセス」を明らかにすることを今後の課題としてあげ、本稿をまとめたい。

本調査を実施するにあたり、「財団法人台北基督教女青年会（YWCA）」副総幹事の聶浮屏、主任幹事の陳梅容、及び「財団法人励馨社会福祉事業基金会」副執行長の蘇希三、心理諮商部督導の鄧曉平、国際事務専員の趙佳音の各氏に多くの助言や情報をいただいた。そのことを記して謝辞にかえたい。

注

- 1 広井良典、駒村康平（編）『アジアの社会保障』東京大学出版会、2003年、11ページ。
- 2 厚生労働省大臣官房統計情報部（編）『平成25年 我が国の人口動態 平成23年までの動向』厚生労働統計協会、2013年、30-32ページ。
- 3 曲曉艶「国際結婚に関する研究動向と展望」『東京大学大学院教育学研究科紀要』49巻、2009年、266ページ。

- ジ。日本は、フィリピンにとって世界第二位の国際結婚相手国であることはあまり知られていない。1989年から2012年までの13年間で、1位のアメリカ18.4万人に次いで、日本は2位の11.5万人、3位はオーストラリアで3.4万人であった (Commission on Filipinos Overseas, Number of Filipino Spouses and Other Partners of Foreign Nationals by Major Country: 1989-2012 (<http://www.cfo.gov.ph/images/stories/pdf/majorcountry8911.pdf>))。
- 4 邱汝娜・林維言「邁向多元與包容的社会——談現階段外籍與大陸配偶的照顧輔導措施」『社區發展季刊』105期、2004年、10-11ページ。
- 5 夏曉鵬「女性身体的貿易：台湾／印尼新娘貿易的階級與族群關係分析」『東南亞区域研究通訊』2期、1997年、72-83ページ。
- 6 1990年代以降は、ベトナムが経済開放政策によって台湾との交易を拡大し、ベトナム人の配偶者がさらに増大していく。
- 7 内政部戸政司「各縣市外籍配偶人數與大陸(含港澳)配偶人數按證件分 1987年1月至2013年3月底」(http://www.ris.gov.tw/zh_tw/346)。
- 8 小中学校に就学する児童・生徒総数は20.33万人(小中学校児童・生徒総数221.83万人の9.2%)で、その内訳はベトナムが79,252人(39.0%)、大陸が74,221人(36.5%)、インドネシアが27,115人(13.3%)となっている(教育部統計処「新移民子女就讀国中小學生人數統計」<http://www.edu.tw/pages/detail.aspx?Node=1731&Page>)。
- 9 内政部戸政司、前掲資料。
- 10 尹靖水、百瀬英樹ほか「台湾多文化家族の夫の日常生活に関連したストレス問題」『評論・社会科学』97号、同志社大学社会学会、2011年、42-44ページ。
- 11 葉肅科「外籍配偶家庭：社会資本與社会凝聚力初探」『社區發展季刊』105期、2004年、133-149ページ。
- 12 内政部入出国及移民署『移民行政白皮書』2009年、20-23ページ。大陸出身配偶者の場合、入境面談(入国審査)は、2007-2008年の2年間で、計69,391件実施されたが、その構成は、通過許可47,834(68.9%)、通過不許可9,036(13.0%)、再度面談12,521(18.0%)であった。
- 13 花澤聖子「台湾の近代化と家族に関する研究動向と今後の研究課題」『東アジアの近代化と社会変動プロジェクト：ベトナム・台湾・中国・韓国・日本における家族と近代化に関する基礎研究』神田外語大学異文化コミュニケーション研究所、2005年、14ページ。
- 14 内政部統計処「101年家庭暴力通報案件概況」内政統計通報、102年第8週、2013年。
- 15 行政院衛生福利部保護服務司「家庭暴力事件通報被害人籍別及案件類型統計」(<http://www.mohw.gov.tw/cht/DOPS/>)。
- 16 邱汝娜・林維言「邁向多元與包容的社会——談現階段外籍與大陸配偶的照顧輔導措施」『社區發展季刊』105期、2004年、10-11ページ。
- 17 王永慈「社會排除——貧窮概念的再詮釈」『社區發展季刊』95期、2001年、72-74ページ。
- 18 邱汝娜・林維言、前掲論文、6ページ。
- 19 韓嘉玲「傭人抑或太太？ 婦女労働力の跨境遷移——大陸新娘在台湾案例研究」『社區發展季刊』101期、2003年、163-164ページ。
- 20 「就業服務法」(1992年)に基づき、台湾籍がある者の配偶者で台湾に居留すれば、すぐに就労できる(第48条)。就労権の保障を、五カ国語対応の人権擁護宣言冊子「大陸及外籍配偶人身安全宣導手冊」を発行して広報している。
- 21 個々の住民を認識するためのIDとして重要な役割も果たす。身分証明の方法として、銀行口座の開設やクレジットカードの発行、ローンの組み立てなどの場で、金融機関によって「国民身分証」の提示を求められることが多い。
- 22 1年に183日以上を4年続けて「長期居留」を申請し、1年183日以上を2年続けて「定居」が得られる。また、婚姻関係が偽装と認定された場合、申請は無効となり大陸へ送還される。なお、現在、最短4年で「定居」許可申請が出来るよう条例の改正が検討されている。
- 23 行政院大陸委員会「陸委会就報載『陸配有人拿到身分証就離婚、造成單親問題激增』之說明」新聞稿編号第28号、2010年(<http://www.mac.gov.tw/>)。
- 24 内政部統計処「我国離婚件數變動狀況分析」内政統計通報、101年第22週、2012年。婚姻件数千件に占める離婚件数は、夫婦共に台湾籍者が8.75件に対し、外国・大陸出身配偶者は31.46件(大陸28.89、外籍35.90)と3.6倍であった。
- 25 内政部戸政司「最近10年外国人為國人之配偶歸化、取得我國國籍人數統計表 2003年至2012年」(http://www.ris.gov.tw/zh_tw/346)。内政部「国籍之歸化取

- 得人数」『内政統計年報』(<http://www.soef.moi.gov.tw/stat/year/list.htm>)。
- 26 町野朔「台湾家庭暴力防治法と加害者更生プログラム」『配偶者からの暴力の加害者更生に関する研究』内閣府男女共同参画局、2003年、149ページ。
- 27 本法は、総則、民事保護令、父母子女、予防及び処遇、罰則、附則の7章66条から成っている。
- 28 日本では、暴力や虐待の被害者の範囲を次のように定めている。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(2001年)：「被害者」とは、「配偶者(事実上の婚姻関係にある者及び事実上離婚した者を含む)からの身体に対する暴力(生命又は身体に危害を及ぼすもの)を受けたものをいう」(第1条)。「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年)：「児童虐待」とは、「保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)がその監護する児童について行う行為をいう」(第2条)。
- 29 尹靖水、百瀬英樹ほか、前掲論文、54ページ。
- 30 台湾では、「家庭暴力防治法」及び「性侵害犯罪防治法」に「性騷擾防治法」(2005年)を加え、「防暴三法」と呼んでいる。
- 31 お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「台湾におけるドメスティック・バイオレンス政策調査研究」報告書、2006年、15ページ。
- 32 行政院衛生福利部保護服務司「家庭暴力事件通報單位次數分析」(<http://www.mohw.gov.tw/cht/DOPS/>)。
- 33 保護令は、裁判所の審理に基づいて発令する「通常保護令」(有効期間は1年で2年まで延長可能)、審理の終結前に発令する「暫時(一時)保護令」、及び被害者が危険な状態にある場合に裁判所の審理を待たずに発令する「緊急保護令」がある(「家庭暴力防治法施行細則」第4条)。
- 34 2012年の終結件数22,447件のうち、申立人の割合は、被害者87.7%、警察機関9.3%、直轄市・県(市)主管機関1.1%となっている(司法院司法統計処「地方院民事保護令聲請事件終結情形」『司法統計 中華民國101年』2013年、司法統計処、9-78ページ)。
- 35 同上。
- 36 内政部統計処「101年婦女福利服務統計」内政統計通報、102年19週、2013年(<http://www.sowf.moi.gov.tw/stat/week/list.htm>)。
- 37 内政部統計処「推展家庭暴力防治業務」『内政統計年報』(<http://www.sowf.moi.gov.tw/stat/year/list.htm>)。
- 38 お茶の水女子大学21世紀COEプログラム、前掲報告書、16ページ。
- 39 黄齡萱「台湾女性運動の軌跡——売春児童保護運動から「妓権」労働運動へ——」『技術マネジメント研究』6号、横浜国立大学技術マネジメント研究学会、2007年、11ページ。
- 40 2009年の総数20,254人と比較して増加率は143.6%となっている。
- 41 成年男子2,441人のうち1,612人(66.0%)は「法院家庭暴力事件服務処業務」で対処した。
- 42 職員総数は2009年の255人と比べ72人増加している。
- 43 以下の各団体がある。Association for Women's Rights in Development (AWID)、Child Rights Information Network (CRIN)、Coalition Against Trafficking in Women-Asia Pacific (CATW-AP)、International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect (ISPCAN)、Working Group on Girls (WGO)
- 44 同法では、児童とは12歳未満の者、少年とは12歳以上18歳未満の者を言う。
- 45 「児童及少年福利與權益保障法」第56条において、直轄市、県(市)の主管機関は、①不適切な養育、②医療ネグレクト、③遺棄、心身虐待、売買、担保(抵当)、及び不正行為の脅迫、誘惑など、生命、身体、安全に危険の恐れがある児童・少年の緊急保護を必要とする場合は、安置(施設ケア)、その他必要な処置を講じなければならない、と規定されている。
- 46 緊急安置(一時保護)を行う際は、地方法院(地方裁判所)及び警察機関にこれを通報しなければならない。一時保護は72時間以内とし、それを超える場合は3か月を限度として(3か月ごとに更新可)地方裁判所の承認を得なければならない(第57条)。
- 47 児童虐待に対処する児童福祉施設・機関には、安置及教養機構(児童養護施設)と心理輔導或家庭諮詢機構の二つがあり、安置及教養機構では、失踪、家出、浮浪、遺棄、虐待、未婚の未成年妊婦などを対象に施設ケアと教育サービスを提供している。
- 48 同センターでは、加害者処遇計画の実施機関としての委託を主管機関から受けていない。加害者である父親を家族処遇計画に参画させること(加害者処遇を同一施設で行うこと)に対して(とりわけ被害者の警戒心、恐怖心に)慎重であらねばならない、との考え方からである。したがって、ここでいう家族機能の回復とは、被害者双方の母子関係の再構築を中心に想定している。

- 49 「自行扶養」を選択した場合は、ペアレントトレーニング、住宅・就業支援、托嬰中心（乳児保育所）、社区保母系統（家庭的保育）などの資源仲介を通し、親子関係強化の支援が展開される。
- 50 それは、「保護が必要な子どもに対して、永続的で不変的なケアを提供するための制度的な試み」である。プランの方針は、子どもが一時的、暫定的に家庭の外で生活する期間を可能な限り短くすること、そのために、家庭の復元を強力に支援するか、それが不可能な場合には恒久的なケアが出来る新しい家庭環境を提供すること、である。
- 51 「出養」は「国内収養人優先収養」の原則に従う（第16条）。
- 52 台湾は、米国の国際養子縁組全体の中で養子の国籍上位10位（2012年177人）である。1999年から2012年の13年間で2,061人を送っている。そのうち1歳未満児が1,125人で全体の54.6%（U.S. Department of State, adoption statistics (http://travel.state.gov/about_us/statistics.php））。
- 53 日本では、子ども虐待対応策として、家族の再構築（つなぎの支援）が強調され、特別養子縁組制度の活用も低いところで留まっている。家族は資源であるという前提が可能であれば、家族の対抗力の活性化を目的とする援助が効果をもつ。しかし、すでに家族が家族として機能していない家族に対しては、家族の自助努力の限界を認め、むしろ「家族からの旅立ち」という視点から家族分離型の援助をしていくことも必要ではないか。
- 54 行政院内政部統計処「100年婦女生活状況調査報告」2011年。
- 55 林桂碧、杜瑛秋「家暴受害婦女就業需求與就業服務成效分析——以勵馨基金会婦保社工員與就業社工員協力合作為例」『社区發展季刊』130期、2010年、134-135ページ。
- 56 簡単な就労体験を通じ、その仕事に将来就くのではなく、作業を楽しみながら働くことに慣れる、を目的とした自立支援。
- 57 杜瑛秋「受暴婦女就業意願與就業服務需求研究」勵馨基金会婦女與家庭暴力實務研討会、2006年、136-198ページ。

